

# 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月27日 23時10分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市平敷屋漁港南方沖 金武中城港平敷屋沖防波堤南灯台から真方位186° 1,340m 付近 (概位 北緯26° 17.8′ 東経127° 55.4′)
事故の概要	漁船第三步美丸は、主機が停止した際、風波に圧流されて浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三步美丸、2.8トン ON3-160103（漁船登録番号）、個人所有 第290-40073号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に亀裂等、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 不良 海象：波高 約2.5～3.0m、潮汐 上げ潮の中央期 うるま市には、11月18日05時02分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平敷屋漁港南方沖を南進中、主機が異音を生じて停止した。 船長は、機関室で燃料油系統等に異常がないことを確認した後、主機の始動を試みたが、始動できなかった。 本船は、風波に圧流され、平敷屋漁港南方沖の浅礁に乗り揚げた。 本船は、翌日、僚船により離礁作業が行われ、えい航されて平敷屋漁港に入港した。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。 本船は、本事故後、機関修理業者により主機の点検整備が行われ、主機に異常がなく、クラッチレバーが後進に入っていたので安全装置（主機の始動時に主機のクラッチレバーが中立に入っていないと始動を停止する装置）が作動して主機が始動できなかったことが判明した。 船長は、主機の始動を試みる前、主機のクラッチレバーを中立に操作したと思っていたが、クラッチレバーが後進に入っていたことを本事故後に知った。

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、主機が停止した際、船長が、主機を始動するに当たり、クラッチレバーの位置を確認しなかったことから、クラッチレバーが後進に入っていることに気付かず、安全装置が作動して主機が始動できずにいるうちに風波によって圧流され、平敷屋漁港南方沖の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、主機が停止した後、主機のクラッチレバーを後進に操作していた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、主機が停止した際、船長が、主機を始動するに当たり、クラッチレバーの位置を確認しなかったため、クラッチレバーが後進に入っていることに気付かず、安全装置が作動して主機が始動できずにいるうちに風波によって圧流され、平敷屋漁港南方沖の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主機を始動する際、クラッチレバーが中立位置にあることを確認すること。</li> </ul>